

# なにげないビラや看板 それちょっと危ないかも？

## 実は落とし穴が多い屋外広告物

### 【多くの法令が関与し、手続きも多い】

一定の場合を除き、**許可申請が必要です。**  
設置前だけでなく設置後も必要な手続きが多く存在  
します。

### 【罰則規定がある】

違反した場合、条例により**1年以下の懲役や、  
50万円以下の罰金等**に処せられることがあります。  
また、違反行為を行った行為者だけでなく、  
**雇用主や掲出を指示したものにも罰則規定が適用**さ  
れます！

### 【ご存じですか？】

チラシやビラも貼れば屋外広告物扱いとなります。  
窓から外に向かって貼るポスターも**特定屋内広告物**  
として一部地域では規制がなされています！



## 行政への手続き、書類作成は行政書士がまるっと解決♪

### 計画段階でのご相談

法令への適合確認  
著作権等、他の法令も踏まえた  
注意すべきポイントの指南  
屋外広告物製作・施工業者紹介

### 行政への手続き

事前相談  
書類作成  
役所への相談  
書類の提出  
その他付随する手続き

### 変更・更新の届出

広告物の数量、形状・材質、  
デザインの変更  
設置者等の商号名称  
代表者氏名等の変更  
屋外広告物の撤去届

## 行政への手続きの代理、 書類作成は行政書士へ！

行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人  
の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作  
成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、  
行政書士法違反となります。

### 屋外広告物のことなら

## アイアンバード行政書士事務所

行政書士 村田 和也 (日本行政書士会連合会 24260687号)  
〒556-0016 大阪府大阪市浪速区元町1-1-20 新賑橋ビル4階  
TEL: 080-6374-4351 MAIL: office-ironbird@ironbird.jp  
Web: [ironbird.jp](http://ironbird.jp) X: @office\_ironbird

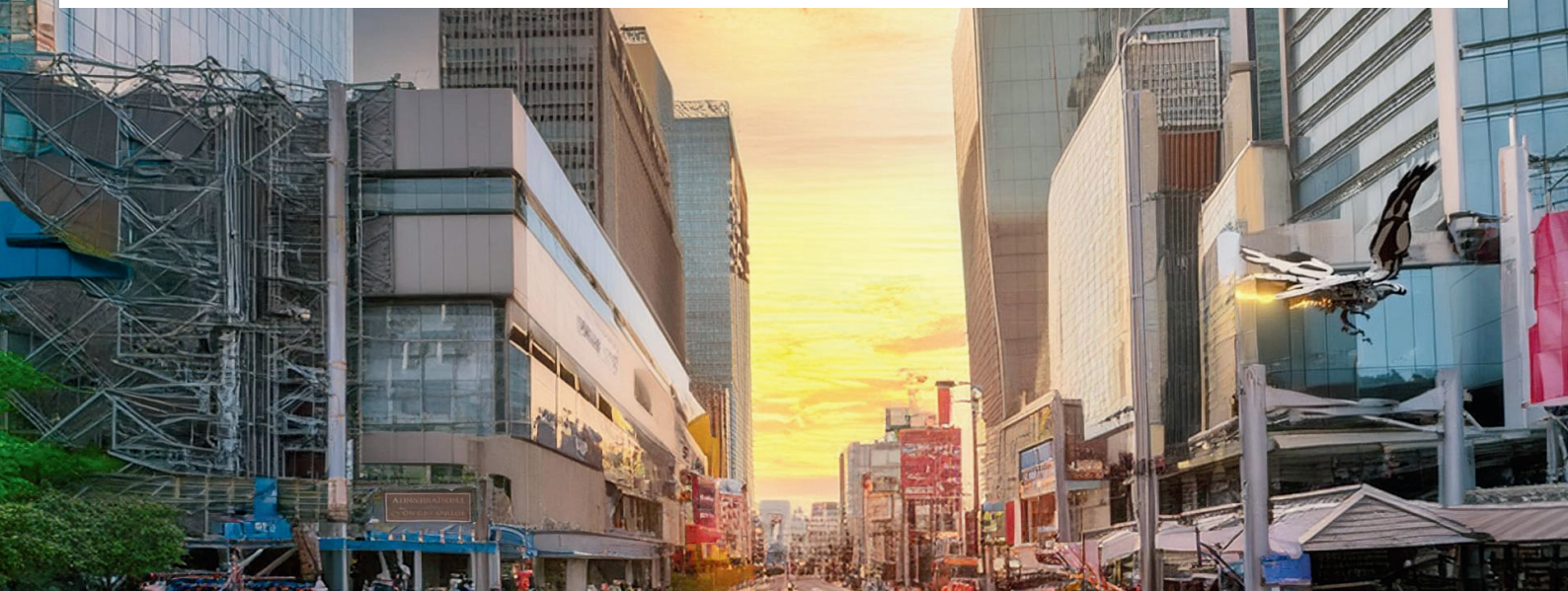
ご相談はこちら



# 屋外広告業 登録申請

広告主から広告物の表示・設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業とする場合、法人・個人問わず登録申請が必要です。

違反した場合、  
1年以下の懲役又は50万以下の罰金  
に処されます。



## 屋外広告業 登録申請

税抜 **60,000円**～

複数の都道府県で営業を行う場合、**営業を行う都道府県ごとに登録**が必要です。

## 政令指定都市 中核市への 特例許可申請

税抜 **10,000円**

都道府県で登録し、政令指定都市、中核市でも営業を行う場合、**各市への特例申請**が必要です。

## 変更・更新申請

税抜 **40,000円**～

営業所の名称・所在地の変更  
営業所の追加・廃止  
業務主任者の変更・追加・削除  
法人役員の追加・削除等の変更

## 屋外広告物のことなら アイアンバード行政書士事務所

行政書士 村田 和也 (日本行政書士会連合会 24260687号)  
〒556-0016 大阪府大阪市浪速区元町1-1-20 新賑橋ビル4階  
TEL: 080-6374-4351 MAIL: office-ironbird@ironbird.jp  
Web: [ironbird.jp](http://ironbird.jp) X: @office\_ironbird

ご相談はこちら

